

第 1 2 回 島 本 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 日 時 令和元年 7 月 1 0 日 (水) 午後 2 時から ~ 午後 2 時 3 4 分

2. 場 所 島本町役場 住民委員会室

3. 議事日程

【報告】

- ①農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について
- ②農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について
- ③農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出書について

【審議】

- ①農地法第 5 条の規定による許可申請書について
- ②下限面積の設定について

4. 出席者

(委 員)

会長	大西 義雄	会長代理	浅田 泰男	委員	栗辻 喜久雄
委員	井上 謙一	委員	種田 悟		
委員	木村 修	委員	田中 幸造		
委員	中村 清司				
委員	西田 尚弘	委員	藤原 弘		

(事務局)

局長	名越 誠治	次長	佐藤 成一	課長	馬場田 耕平
担当	大森 隆雄				

5. 欠席者 4名

6. 傍聴人 2名

農業委員会会長 大西 義雄

署名委員 田中幸造
署名委員 西田尚弘

(様式第2号)

会 議 録

令和元年1月8日作成

会 議 の 名 称	第12回 島本町農業委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和元年7月10日(水) 午後2時から午後2時34分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場住民委員会室	公開の可否	可・ <input type="checkbox"/> 一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	2名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	個人情報が審議されているため		
出 席 委 員	別紙のとおり		
会 議 の 議 題	別紙のとおり		
配 布 資 料	会議に係る資料		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

事務局	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまから第12回島本町農業委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます事務局の大森です。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、座って進行のほうをさせていただきます。</p> <p>本日の案件は、報告案件が、農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてが2件と、農地法第4条第1項7号の規定による農地転用届出書についてが1点。審議案件といたしまして、農地法第5条の規定による許可申請書について、下限面積の設定についての2件となっております。</p> <p>それでは開会に当たりまして、大西会長より御挨拶のほうをいただきます。大西会長、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>きょうは、まずこの後、農林業祭の実行委員会があるということで。実行委員会、役員会があるということを知っていますので、また、この会議につきまして、精力的に御協力のほどお願いをしたいと思います。梅雨も長引いてますけども、もうすぐ明けるのではないかなと思いますけども、明けるよりですね。かなり農家だけでですね、被害が出るということが一番心配されるんですけども、そういうことのないようにお祈りしたいと思います。</p> <p>それでは、報告事項3件、審議事項2件始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議長の選出を行います。</p> <p>島本町農業委員会会議規則第6条の規定により、大西会長に議長をお願いいたします。大西会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは議案に入る前に、島本町農業委員会会議規則第28条の規定により、欠席委員を報告いたします。清水委員、川村委員、柏原委員、高山委員が所用のために欠席という連絡を受けておりますので、御報告申し上げます。</p> <p>それでは、委員の状況でございますけども、委員14名中、出席が10名、欠席が4名ということでございまして、島本町農業委員会会議規則第</p>

	<p>7条の規定によりまして、本日の農業委員会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>次に、本日の署名委員を指名させていただきます。田中委員、西田委員にお願いいたします。</p> <p>次に、本日傍聴者は、事務局、あるでしょうか。</p>
事務局	傍聴者が2名おられます。
議長	<p>議案に入らせていただく前に、委員会の傍聴の申し出がございますので、傍聴を認めることとして、皆さん、よろしいでしょうか。異議ございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	<p>異議がないようでございますので、傍聴を認めて入室につきまして許可いたします。</p> <p>それでは議案に入ります。1件目の「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局から御説明をさせていただきます。報告案件1、2の「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、御説明に入ります前に、皆様におわびのほうがございます。</p> <p>受理通知書にもございますように、本件はそれぞれ、平成31年3月22日付、3月29日付で受理通知書を作成しております、こちらにつきましては、会長専決要領第5条の規定によりまして、直近の農業委員会に報告することとされております。したがって、6月に開催されました第11回農業委員会で報告すべき案件でございましたが、報告を失念しておりました。今後、同様の報告漏れがないように、確認の体制を強化してまいります。大変申しわけございませんでした。</p> <p>それでは、改めまして、1ページをお開きください。今回の届け出は相続により賃貸借権が移転されたものでございます。届け出があった農地は高浜一丁目の1筆で、登記地目は田、現況地目は田となっております。</p> <p>内容につきましては、農地台帳にて確認をしております。2ページが届出書、3ページが位置図となっております。4ページが受理通知書でございます。</p> <p>以上、簡単ではございますが、事務局からの説明を終わらせていただきます。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から報告案件1、2「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」説明がありました。届け出のあった地区は西田委員の担当地区となっておりますので、西田委員から、補足説明がありましたら、お願いいたします。</p>
委 員	<p>この件につきましては、相続による賃借権の届け出になりますので、特に問題はないと思っております。以上でございます。</p>
議 長	<p>相続による賃借権ということでございますが、委員の皆さんのほうから、御意見、御質問がありましたらお受けいたします。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>その他、質疑ございませんか。異議ないという声をいただきました。特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたしまして、報告を受けたものといたします。 それでは、次の案件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、事務局のほうから説明のほうをさせていただきます。2件目「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」を、資料に沿って説明のほうをさせていただきます。 まず、5ページのほうをお開きください。 今回の届け出は、先ほど同様、相続により賃借権が移転されたものでございます。届け出のあった農地は、広瀬一丁目の1筆で、登記地目は田、現況地目は田となっております。 内容につきましては、遺産分割協議書にて確認のほうをしております。6ページ目が届出書、7ページが位置図、8ページ目が受理通知書でございます。 以上、簡単ではございますが、事務局からの説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>ただいま説明がありました件でございます。これも先ほどと中身も同様の件でございますが、事務局の説明があったことにつきましては、届け出のあった地区は、田中委員さん担当になっておりますので、田中委員のほうから、補足説明ありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>この件につきましても、相続による賃借権の届け出でありまして、事務局の説明以外に特にございません。以上です。</p>

議 長	<p>特にないということですが、委員の皆さんのほうから、御意見、御質問等ございましたらお受けします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>相続したもの、こういう件でございますが。</p> <p>特に発言がないようでございますので、質疑を終結し報告を受けたものといたします。</p> <p>それでは、次の案件について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>次の報告案件の3「農地法第4条第1項第7号の規定によります農地転用届出書について」御説明のほうをさせていただきます。</p> <p>それでは、9ページをお開きください。</p> <p>届け出のあった場所は桜井二丁目の1筆で、登記地目は畑、現況地目は宅地となっております。10ページが農地転用届出書、11ページがてんまつ書、12ページから13ページが登記事項証明書、14ページが平面図、15から16ページが委任状、17ページが位置図でございます、赤く囲っている土地が当該地でございます。18から19ページが現況写真でございます、20ページが受理通知書となっております。当該地は既に転用されておりますが、市街化区域内であること、及び届け出義務者が所有権移転しておりますことから、てんまつ書の提出を指導といたしまして、届け出として処理を進めたものでございます。</p> <p>簡単ではございますが、事務局からの説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。届け出のあった地区は清水委員の担当地区となっておりますが、本日、清水委員は欠席しておりますので、事務局のほうから補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局としては、清水委員のほうに欠席ということなので、事前にお伺いしたのですが、市街化区域内の農地転用であるということから、特に問題はないという意見をお伺いしております。以上でございます。</p>
議 長	<p>もう現在、宅地になっているということですから、農地転用の届出ができてなかったという件でございますけども、皆さん方のほうから御意見等ありましたらお受けします。</p> <p>よろしいですか。今、ここにてんまつを書いてありますけども、昭和1</p>

事務局

1年ごろ。その後は、はっきり、もうわからないですね。

質疑はございませんか。

特に発言がないようでございますので、質疑を終結し、報告を受けたものといたします。

それでは、審議案件について、事務局から説明願います。

それでは、審議案件1「農地法第5条の規定による許可申請書について」を説明のほうをさせていただきます。

資料の21ページをごらんください。本件につきましては、以前にもございました土地区画整理事業に伴う土質調査・ボーリング調査を実施する予定となっております。場所は桜井五丁目の1筆で、地番、地目、面積、貸し主、借り主はごらんのとおりとなっております。

では、22ページをお開きください。22ページが、こちらのほうが申請書でございます。市街化調整区域内の一時転用のため、大阪府知事宛での申請書となっております。申請書はごらんのとおりで、使用貸借権を設定したいという申請となっております。使用貸借権ですので、賃貸借契約とは異なりまして、賃料の支払いはございません。「1. 当事者の氏名、職業及び住所」が記載されております。その下、「許可を受ける土地の所在等」でございますが、1筆合計で985㎡でございます。右側に移りまして、「転用計画」の欄をごらんください。土地区画整理事業を実施するに当たりまして、事前に土質調査を実施するための転用でございます。転用期間は大阪府の許可後から2カ月間となっております。その下、「4. 権利を設定・移転しようとする契約の内容」ですが、大阪府知事の許可後2カ月間、使用貸借権を設定するという内容になっております。その下、「5. 資金調達についての計画」につきましては、調査費全額を借り主が負担するという内容になっております。その下、「6. 転用することによって生ずる付近への被害防除の概要」については、調査終了後に原状回復を行うことなどが記載されております。

23ページから39ページにわたりまして、借り主の法人登記事項証明書となっております。40ページから42ページまでが借り主の定款でございます。43ページが、申請のあった土地の登記事項証明書でございますが、登記されている所有者の住所と現在の住所が異なる方につきましては、44ページにあります住所表示変更証明願によりまして、所有者本人であることを確認しております。45ページから46ページまでが公図、47ページが位置図で、51ページ、事業区域を示した図面で、事業の予定区域を赤で囲っております。51ページですね、赤で囲っているところが当該地となっております。済みません、ちょっと順番前後して申しわけないんですけども、48ページが印鑑登録証明書、49ページが借り主

の預金残高で土質調査を実施できる資産を有しているかどうかを確認を行うため、提出を受けたものでございます。50ページが一時転用計画書でございます。52ページから59ページまでが事業に関する資料でございます。60ページが調査予定箇所を示した図面でございます。赤い丸で囲んだ三角がついている1カ所がボーリング調査地となっております。61ページが土地の選定理由書で、他の土地で実施できない理由を含めまして、どのような経緯でこれらの筆を選んだかが記載されております。62ページが工程表でございます。63から68ページまでは借り主は支店長名で申請書を提出されているため、会社代表者から支店長へ権限が委任されていることを確認するため、提出を求めたものでございます。69ページは水利組合と調整を行いまして、排水について同意を得たことを証する書面でございます。資料に関する説明は以上でございますが、本案件につきましては、現時点では、市街化調整区域内の農地転用でございますから、大阪府知事の許可案件となります。そのため、農業委員会で承認をいただいたあと、大阪府農業会議の常設審議委員会に意見聴取を行いまして、本農業委員会の意見を添付して大阪府に申請書を送付いたします。なお、大阪府へ送付する際、49ページの残高一覧には、島本町農業委員会確認済みの旨を記載いたしまして、農業委員会の公印を押印して大阪府に提出いたします。長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。この件についての担当地区は高山委員となっておりますけれども、高山委員が本日欠席でございますので、事務局のほう、それ以外に何かありましたらお願いします。

事務局

事務局としては、書類に関しましても全てそろっておりますし、特に問題はないというふうに考えております。

議長

ありがとうございます。これはですね、去年の案件と同じような農地転用、一時転用というのがあった。皆さん方、御記憶あると思いますけれども、西側の整備事業の中でボーリング調査を5カ所、サウンディング調査というのを8カ所やるということで、一時転用を認可いたしまして、やったわけですが、その結果、桜井五丁目の中でボーリングの調査の1カ所、サウンディング調査の2カ所が地盤が弱い層であるということが判明したというのが一つございます。だから、それをですね、どう今後、工事の中でやってるかということで、それはですね、こういうふうにボーリング調査をして設計をしていかなあかんということでしたんです。それから、もう一つはJRからの、JRの線路沿いののり面があったり、それを

	<p>しますので、その辺について、土地についての要望があったというように聞いております。そういう面を含めまして、これは関係は■■■■になりますね。・・・この辺のボーリングをですね、再度やっていきたいというだけの一時的だと思います。ですから、やる面積はボーリングの穴の面が非常に、ここにも書いてあったというように思いますけども、非常に小さい面積ですけどね。985平米のうち、0.0106平米ということですから、明らかにわずかですね。これは農地を使うということですから、後の農地にどうなるかと、今のところはまだ調整区域になってますので、現段階での判断をするということになりますから、知事の判断がある。そうすると島本町農業委員会の意見書を常設審議会に持って行って、常設審議会で審議して、それが必要であるということでもありますので、今日は農業委員会、臨時の会議を開催したということでございます。</p> <p>というように説明をしましたが、何かこれにつきまして、委員の皆さんのほうから、御質問等はありませんでしょうか。工期そのものは書いてあったとおりです。</p> <p>事務局、ここは今、作物は何をしてる。ここで植えてないか。</p>
委 員	休耕地。
事務局	はい。
議 長	何でも結構ですから、御質問ございましたら。 よろしいですか。工期は、ですから8月から9月になっていて。
委 員	もう、これで調査段階は全部終わるんですか。
委 員	わかんないな。
議 長	じゃあ、まあ、これやってみた結果、それはまた全部わかりませんけども。
委 員	その可能性あるわな。
議 長	ただまあ、今、これ調整区域ですから。何ていうんですかな。やっと市街化区域に決定されたら、この届け出だけでいいということになりますわな。
委 員	それは、あれでしょう。だから調査終わってからということに。

議 長	そう、そう、そう、そう。今は調整区域ですから非農地になるから。
委 員	そうですね。
議 長	よろしいですか。 小さな面積でございますけども、これで次は進めていって。 それでは、特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたします。
事務局	後はこれ。
議 長	下限面積、あれは別か。審議事項じゃないの。
事務局	審議事項です。
議 長	それでは、特に発言がないようでございますので、質疑を終結し、報告を受けたものとします。 それでは、次の案件について、事務局のほうからお願いいたします。
事務局	それでは2つ目の審議案件の、「下限面積の設定について」を御説明させていただきます。 70ページのほうをお開きください。 下限面積は、農地を取得されるなどの際に、必要となる条件の一つで、農地法第3条第2項第5号に規定されておまして、取得後の最低面積を定めたものでございます。 前回、下限面積につきまして、協議をした際、新規就農を促すために現行の値である20aを下げてはどうかという提案がございました。しかしながら、現行の値を下げますと、農地の分散を招きまして、担い手の農家の面的な集積の阻害要因となるおそれがある。2点目、農地の投機目的や転用目的の取得が増加するおそれがあるという2点のデメリットがあるため。今年度におきましても、下限面積の設定は、現行どおり、20aが妥当であると判断し、提案するものでございます。 参考に、本年度における三島地区の農業委員会の下限面積につきまして掲載しております。各市の状況を確認しましたところ、前年同様、現時点では変更は予定されていないとのごとくございました。 簡単ではございますが、審議案件2「下限面積の設定について」の説明は以上でございます。

議長

御審議のほど、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。ただいま、「下限面積の設定について」説明がございました。本年度も島本町は20aということで、下限面積、いうことでございます。ちなみに高槻市、茨木市、吹田市、摂津市も、三島地区の農業委員会関係も20aということでございますが、これにつきまして、皆さん方のほうから御意見をお願いしたいと思っております。最近、地区によっては、20aより「減ってることもありますけども、島本の場合は三島地区の中で都市農業ということで、これぐらいが一番適当ではないかなと思っております。地方行くといろいろとあるんですね。50aとか下限のそういうのですが、島本町も数十年前までは30aだったんですけども、何年か前から、三島地区では20aに減ってるということです。これを先程事務局も言って、これをなんでも変えてですね、逆にそれが投機の対象になるということが一番心配であって、農地が保てないという問題があるので、これは慎重にですね、決めていく予定なんです。

これにつきまして、何か質問、何かありましたら。将来はいろいろあると思えますけど、ただ島本町の農地面積がですね、大体50haぐらいなんですね。そのうち、畑、竹やぶ関係が20haぐらいあるので、本当の水田ではですね、30haぐらいじゃないかな思うんですよ。そういうことから考えて、高槻の規模とか、茨木市の規模とかを考えると、もうほんまに端数の規模になるというんですね。

どうですかね。だから、これを設定すると、農地を取得しようと思ったら、買ってる農地の面積も合わせて、20aなかったらあかんというね。それ全然持ってへんのに農業しようと思ったら、農地を買おうと思ったら、最低20aにせんとあかん、こういう規制をやるんですよ。それでなかったら少し少し変わっていくから。それをええられへんというのにせなあかんんですけども。ただまあ、これから心配なのは、担い手の話やね。ということで、こういうことが本当にずっと今後も未来永劫どうやっていけるかという問題は、課題としてね、都市農業の課題としてあります。だから、そうすると、土地を誰かにしてもらわなあかん。そうすると農業してない人に農業を始めてもらうということ、これが災いをしてるので本当はまあ、貸し農園にしていくとかね。貸すという形でやっていかなあかんんですけども、実際、買うとなると、20aという下限面積を切りますので農業としては、後は貸し農園とかファミリー農園という格好で借りるという格好にしかできないというふうになるんですよ。だから、それが将来の課題になってくると思います。

よろしいですか。20aの下限面積。

それでは、これ、審議案件でございますので、採決をとりたいと思いま

議 長	<p>す。よろしいですか。</p> <p>それでは、採決をいたします。賛成の方、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成ということで、審議案件につきまして承認いたします。</p> <p>そういえば、もう一つ前の、先ほどの件もですね、審議事項で、私、ちょっと言い忘れましたが、採決忘れましたが、農地転用の件ですね。あれについても採決をとりたいと思います。賛成の方、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成ということで、審議案件1、2をあわせて承認いたします。</p> <p>本日の議案は以上でございますので、どうもありがとうございました。議長を解任させていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>大西会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして、第12回島本町農業委員会を閉会させていただきます。本日は、お忙しいところありがとうございました。お疲れさまでございました。</p>